

山口県業務委託総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2(令第167条の13により準用される場合を含む。)の規定に基づく競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)の実施に関する事務取扱について、法令、規則及び他の要領等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この要領は、山口県が総合評価競争入札により業務委託契約(建設工事に係るものを除く。)を締結しようとする場合に適用する。

(落札者決定基準)

第3条 契約担当者は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が山口県にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

2 落札者決定基準には、評価項目、得点配分、評価の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

3 契約担当者は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、総合評価競争入札を行おうとするときは、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- 一 総合評価競争入札の方法による旨
- 二 総合評価競争入札に係る落札者決定基準等
- 三 提案書の内容及び受領期限等必要事項
- 四 提案書の作成に要した費用の負担に関する事項

(提案書)

第5条 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。

(提案書の審査)

第6条 契約担当者は、提出された提案書を落札者決定基準に基づき審査するものとする。

2 契約担当者は、次のいずれかに該当する場合は、当該提案書を提出した者を落札者としなければならないことができる。

- 一 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき
- 二 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき
- 三 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

3 契約担当者は、前項の規定に基づき落札者としなければならない者がいるときは、理由を付した書面により当該者に通知するものとする。

(入札の無効)

第7条 契約担当者は、山口県会計規則第158条各号に該当する入札のほか、提案書を期限までに提出しない者のした入札は、これを無効とするものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づき算定された得点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とするものとする。ただし、令第167条の10の2第2項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とするものとする。

2 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 契約担当者は、第3条第2項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定の通知)

第9条 契約担当者は、落札者を決定したときは、書面により入札参加者に通知するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 契約担当者は、入札結果の公表に併せて、落札者決定基準に基づく評価結果を公表するものとする。

(履行の確保)

第11条 契約担当者は、監督又は検査の際には、提案内容のとおり履行されているかどうかを確認するものとする。

2 受注者の責めに帰すべき理由により提案内容が不履行の場合には、再履行させるものとする。ただし、再履行が困難又は合理的ではないと認められる場合は、契約に違反するものとして、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、総合評価競争入札取扱要領(平成19年3月22日付け平18会計第2016号)は廃止する。

3 この要領の施行前に、入札公告等の手続を開始したものについては、この要領の施行後も、なお従前の例による。